

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)
河原社会保険労務士事務所 河原 清市
埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554
メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

台風 19 号による会社の休業について

[質問1] 従来、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、使用者の責に帰すべき休業のみならず、天災地変等の不可抗力による休業について休業中の時間についての賃金、手当等を支払うこととしている企業が、今般の台風に伴う休業について、休業中の時間についての賃金、手当等を支払わないとすることは、適法なのでしょうか。

[回答]

労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、使用者の責めに帰すべき休業や天災地変等の不可抗力による休業中に従来支払われてきた賃金、手当等を、今般の台風に伴う休業について支払わないとすることは、労働条件の不利益変更²⁰に該当します。

このため、労働者との合意など、労働契約や労働協約、就業規則等のそれぞれについての適法な変更手続をとらずに、賃金、手当等の取扱いを変更する（支払わないこととする）ことはできません。

なお、企業側の都合で休業させた場合には、労働者に休業手当を支払う必要があります。

ここでいう適法な手続とはどのようなものかと言いますと、

最高裁判例の第 4 銀行事件とみちのく事件が参考になります。

就業規則の変更に合理性があれば、その変更は承認されます。では、合理性とは、以下の要件が満たされることが必要です。

- 1.労働者が被る不利益の程度
- 2.使用者側の変更の必要性の内容・程度
- 3.変更後の就業規則の内容自体の相当性
- 4.代替措置その他の関連する労働条件の改善状況
- 5.労働組合との交渉
- 6.同種事項に関する我が国社会における一般状況

具体的には、天災地変等の不可抗力による休業中に、平均賃金の $\frac{20}{100}$ を支払うという就業規則に記載

された内容を実際に $\frac{20}{100}$ を支払っても、休業手当については、別に問題はありませぬ。不可抗力による休業中には賃金支払い義務がないからです。

[質問2]

台風19号による水害等により、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるでしょうか。

[回答]

労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当(平均賃金の100分の60以上)を支払わなければならないとされています。

ただし、天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、

- ①その原因が事業の外部より発生した事故であること、
- ②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること

の2つの要件を満たすものでなければならないと解されています。

今回の台風による水害等により、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられます。

[質問3]

今回の台風により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるでしょうか。

[回答]

今回の台風により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていない場合には、原則として「使用者の責に帰すべき事由」による休業に該当すると考えられます。ただし、休業について、

- ①その原因が事業の外部より発生した事故であること、
- ②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること

以上の2つの要件を満たす場合には、

例外的に「使用者の責に帰すべき事由」による休業には該当しないと考えられます。

具体的には、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。

[質問4]

工場が、休業中に、事業主が従業員に工場内の資材や機械のかたづけを頼んだ場合は、賃金の支払い義務が事業主に発生するか？

[回答]

工場が休業中であっても、賃金の支払いは、発生します。

また、自主的に行っても、黙示の指揮命令が発生したとみなされますので、この場合も賃金の支払いが発生します。

[厚労省 令和元年10月16日のQ&Aを参考にした。]